

学校いじめ防止基本方針

令和5年 4月

伊東市立南小学校

1 はじめに

「いじめは、どのような理由があろうとも、許されない行為である。」

このことを誰もが分かっているにもかかわらず、いまだにいじめを背景として子どもの生命や心身に危険が生じる重大な事案が、全国各地で後を絶ちません。

いじめから子どもを守るためには、周りの大人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どこでも起こりうる」といった意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。また、学校では、いじめが起きにくい、互いを認め合えるよりよい人間関係や学校風土をつくり出していく必要があります。いじめの問題は、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題です。

平成 25 年 9 月に、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、「いじめ防止対策推進法」が施行されました。いじめの問題の克服に向けて、静岡県では昨年度、「静岡県の学校からいじめをなくす提言」（静岡県・市町教育委員会代表者会）を発信し、オール静岡で取り組んできました。また、10 月 11 日に国が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」を受け、「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」を策定いたしました。このような動きを受け、本校は、「伊東市立南小学校いじめ防止基本方針」を策定いたしました。

本校の基本的な方針は、いじめの問題への対策を、子どもを含めて地域ぐるみで進め、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、家庭や地域・関係機関の連携等をより深めるため、基本的な考え方や組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用についてまとめました。

本校の基本方針が策定により、いじめ防止対策が一層充実し、いじめのない安心・安全な学校づくりに繋がることを心から願っております。

目 次

はじめに

第1 いじめの防止等の基本的な考え方

- 1 いじめの定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 いじめの理解・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (1) いじめの未然防止・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (2) いじめの早期発見・早期対応・・・・・・・・ 5
 - (3) 関係機関等との連携・・・・・・・・・・・・ 6

第2 いじめの防止等のための対策

- 1 基本方針の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 組織の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 いじめの防止等のための対策・・・・・・・・・・・・ 7
 - (1) いじめの未然防止・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (2) いじめの早期発見・早期対応・・・・・・・・ 8

第3 重大事態への対処

- 1 重大事態のケース・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 重大事態についての調査・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 3 情報の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 4 報道への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

【 資 料 】

- 1 いじめ防止プログラム年間計画・・・・・・・・・・・・ 12
- 2 いじめに対する措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

第1 いじめの防止等の基本的な考え方

「いじめをなくしたい」という思いは、子ども、保護者、教職員、地域住民等、全ての人の共通する願いです。

いじめをなくすためには、基本的な考え方を共有し、いじめの問題の克服に向けて、連携・協力して取り組むことが大切です。

1 いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」を言います。

なお、一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた子どもの立場に立ち、じっくり話を聞くなどして「心身の苦痛」を確認する必要があります。さらに、「2 いじめの理解」で述べるとおり、いじめには様々な表れがあるため、子どもによっては苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人自身が気づいていなかったりすることも考えられます。そのような場合、その子や周りの状況等から、いじめに当たるかどうかを判断することも必要になります。

2 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせます。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、いじめられた経験を全く持たなかった子どもは1割程度、いじめをした経験を全く持たなかった子どもも1割程度であり、このことから、多くの子どもが入れ替わり、いじめられる側やいじめる側の立場を経験していると考えられます。

加えて、いじめた・いじめられたという二つの立場の関係だけでなく、学級や部活動等の所属する集団において、規律が守られなかったり問題を隠すような雰囲気があったりすることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする子どもがいたり、「傍観者」として周りで見ても見ぬ振りをして関わらない子どもがいたりすることにも気をつける必要があります。

3 基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められます。

いじめられた子どもは心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切です。さらに、いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要だと考えられます。

いじめの未然防止には、いじめが起こりにくい人間関係をつくり上げていくことが求められます。社会全体で、健やかでたくましい子どもを育て、心の通い合う、温かな人間関係の中で、いじめに向かわない子どもが育ちます。「地域の子どもは地域で育てる」という考えのもと、学校や家庭だけでなく、社会総がかりで、いじめの未然防止に取り組んでいくことが必要です。

(1) いじめの未然防止 —健やかでたくましい心を育む—

乳幼児から青年へと育つ中で、子どもは家庭や様々な集団において、ありのままを受け止めてくれるような関わり合いを通して、自分だけでなく他人の理解をも深め、よりよい人間関係をつくり上げていきます。この育ちにおいて、社会全体で、子ども一人一人の自分を大切に思う気持ち（自尊感情）を高め、きまりを守ろうとする意識（規範意識）や互いを尊重する感覚（人権感覚）をじっくりと育て、健やかでたくましい心を育むことが、いじめのない社会づくりにつながります。

健やかでたくましい心を育むためには、家庭、地域、学校それぞれが連携して、子ども自身の自立をめざすことが大切です。子どもの発達に合わせて子どもを理解し、子どもの思いを子どもの立場に立って受け止め、その子のよさや

可能性を認める姿勢を持ち、子どもとの信頼関係をつくり上げていくことが、子どもが自分を大切に思う気持ち（自尊感情）を高め、よりよい自分を目指していこうとする望ましい成長を支えます。そして、周りの大人が温かく見守る中で、様々な経験を積み重ね、優しさや厳しさなどを学び、社会の一員として自立していきます。

家庭においては、子どもとの関わりや対話を大切にすることが重要です。子どもをありのままに受け止め、子どもが安心感や信頼感で満たされるよう努めていくことが大切です。

地域においては、きまりを守ろうとする意識（規範意識）や互いを尊重する感覚（人権感覚）を育てる場として、地域住民が連携して、子どもを温かく、時に厳しく見守っていく必要があります。

学校においては、子どもと教職員との信頼関係を大切にし、考え方などの違いを認め合うなど、安心して自分を表現できる集団づくりに努めることが求められます。学級活動や道徳の時間を活用し、子ども自らがいじめについて考える場や機会を大切にし、自分たちの問題を自ら解決していくような集団を育てていくことが重要です。

家庭、地域、学校は、いじめの防止等に向けて、それぞれの役割を自覚し、責任を遂行するように努めることが大切です。

（２）いじめの早期発見・早期対応

いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要です。学校や家庭、地域等が連携し、子どもの健やかな成長を見守り、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、一刻も早く協力して対応する必要があります。

①早期発見 ーいじめはどの子どもにも起こりうるー

いじめは、どこでも、誰にでも起こりうることから、いじめの早期発見には、学校・家庭・地域が連携・協力して、子どもを見守り続けていくことが求められます。いじめのサインは、いじめを受けている子どもからも、いじめている子どもからも出ています。深刻な事態にならないためにも、周りの大人が常に子どもに寄り添うことで、子どもたちのわずかな変化を手がかりにいじめを見つけていくことが大切です。

家庭では、日頃の対話や態度などから、いじめなどが疑われる子どもの変化を見逃さず、いじめの早期発見に努めることが求められます。

学校では、いじめを訴えやすい機会や場をつくり、子どもや保護者、地域住民からの訴えを親身になって受け止め、すぐにいじめの有無を確認する必要があります。また、日頃から、定期的なアンケート調査を実施するなど、積極的ないじめの発見に努めることが大切です。

地域では、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、すぐに家庭や学校へ連絡するなど連携して対応することが重要です。

②早期対応 —いじめられている子どもの立場に立って組織的に—

いじめが発見された場合には、深刻な事態にならないように、学校、家庭、地域等が状況に応じて連携し、速やかに協力して対応していくことが求められます。

いじめられた子どもへの支援、いじめた子どもや周りの子どもへの指導など、状況を十分に把握した上で、具体的な取組を確認して、対応することが重要です。

状況によっては、警察や児童相談所、医療機関など関係機関等と連携することも必要です。

(3) 関係機関等との連携 —専門家とつながる—

いじめの問題に学校、家庭、地域の連携・協力だけでは十分対応しきれなかったり、解決に向けて状況が変わらなかつたりする場合、関係機関と連携することが大切です。

例えば、学校や教育委員会において、いじめている子どもに対して、指導しているにもかかわらず効果が上がらない場合などには、以下のような関係機関との適切な連携が必要となります。

- ・学校と警察や児童相談所等の関係機関との、日頃からの連絡を密にした情報共有体制の構築
- ・医療機関等の専門機関と連携した教育相談等の必要に応じた実施
- ・人権啓発センターや法務局など、学校以外の相談窓口の子どもや保護者等への周知

第2 いじめの防止等のための対策

本校では、学校におけるいじめの未然防止や早期発見、いじめが発生した際の早期対応、組織的な取組等が図られるようにします。

1 基本方針の策定【第13条 関係】

本校では、「いじめの防止等のための基本的な方針」を策定します。策定した基本方針については、適宜見直しを行い、必要な措置を講じます。

2 組織の設置【第22条 関係】

いじめ対策委員会

本校では、いじめの未然防止や早期発見、いじめが発生した際、早期対応、組織的な取組ができるようにするために、必要に応じ、校内いじめ対策小委員会・いじめ対策委員会・いじめ対策拡大委員会を設置します。

<校内いじめ対策小委員会>

～いじめアンケートをもとに未然防止や早期発見

・校長、教頭、主幹教諭、いじめ担当、（該当学年担任）で組織します。

<いじめ対策委員会>～早期対応

・校長、教頭、主幹教諭、いじめ担当、該当学年主任、担任で組織します。

<いじめ対策拡大委員会>～組織的な取組

・校長、教頭、主幹教諭、いじめ担当、人権教育担当、生徒指導主任、不登校担当、該当学年主任、担任、学校心理士、社会福祉士、社会福祉主事で組織します。

3 いじめの防止等のための対策

(1) いじめの未然防止

① 道徳教育等の推進【第15条-1 関係】

子どもたちのいじめをしない素質を育てるために、年間35時間の道徳の時間を計画的に行います。また、道徳教育別葉を作成し、道徳の時間を要とした道徳教育の充実を図っていきます。

② 人間関係づくりプログラムによる人権教育の推進【第15条-1 関係】

特活部と連携し、「人間関係づくりプログラム」を1学期に4時間程度、2, 3学期にも各1回、行っていきます。

③ 子どもの自主的活動の場の設定【第15条-2 関係】

学級活動では、子どもの学級経営への参画を促していきます。目的意識を持って取り組む場（学校行事、児童会活動など）を設定していきます。

それらの取り組みから学んだこと、感じたことを大切に「自尊感情の高い子」の具現化を図っていきます。

④ 保護者や地域への啓発 **【第15条-2 関係】**

学校便り、学年便り、保護者会、学校関係者評価委員会などを通して、保護者や地域住民に対して学校のいじめに係る指導方針や取組を知らせ理解と協力を求めます。

⑤ 教職員の資質向上 **【第18条 関係】**

全職員を対象に、「南小学校いじめ防止基本方針」に関する研修会を実施します。〈4月〉

月1回の生徒指導部会において、「基本方針」の活用を進めます。

学校いじめ対策組織による未然防止、早期発見事案対処の行動計画になるよう、事例をもとに事案対処の研修会を実施します。（8月）

(2) いじめの早期発見・早期対応

日頃から、子どもの表れに注意を配り、わずかな変化にも素早く対応できるようにします。

① 子どもの実態把握 **【第16条-1 関係】**

子どもの実態を把握するために、いじめアンケート（記名式アンケート）を実施します。

ア 通常はいじめアンケートの実施

いじめの有無を知ること、いじめのない学級集団を育むこと、いじめの早期解決を図ることを目的とします。

- ・4, 5, 6, 7, 9, 10, 11, 12, 1, 2, 3月に行います。
- ・生徒指導主任が結果を集計・考察し、全職員で共通理解を図ります。

イ 体罰・セクハラも含めたいじめアンケートの実施

・冬休み明け1月に、体罰調査・セクハラ調査も合わせたいじめのアンケートを行います。

- ・学級担任が結果を集計し、生徒指導主任に提出します。その結果を職員会議などで確認し、具体的な指導を策定していきます。

また、問題があると思われる件については、すぐはいじめ対策委員会を開き、その具体的な対応策を考えます。

ウ いじめアンケートの保存

- ・行ったいじめアンケート用紙は、いじめの事実がないものにおいても全てを保存します。（後に起こりうる重大案件の資料となる場合があるため）
- ・保存期間は、入学した児童が中学校を卒業するまでとします。

② 相談体制の整備 **【第16条-2 関係】**

わずかな子どもの変化を見逃さず、声をかけ、相談へと導きます。

日頃から話しやすい雰囲気や環境を整え、親身になって共感的な傾聴を心がけます。

教育相談日を設け、いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることを子どもに伝えていきます。

いじめに関する相談を受けた教職員は、直ちに管理職に報告するとともに、その日のうちに校内で情報を共有するようにします。特定の教職員が、いじめに係わる情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を怠ることのないように、いじめの情報共有の手順や情報共有すべき内容を明確にします。

スクールカウンセラーや養護教諭による教育相談を活用します。

③ 学校のいじめに対する措置 **【第23条-1~6 関係】**

「さしすせそ」の対応

※最悪を想定し、慎重に、素早く、誠意をもって、組織的に対応

<初期対応>

プライバシーに配慮しながら、被害と加害の二者関係だけでなく、観衆・傍観者を含めた構造的な事実関係を速やかに把握します。事実関係の把握は、担任一人に任せることなく、学校として組織的に行います。

状況把握ができたなら、速やかにいじめ対策委員会を開催し、役割や指導方針を確認します。

事実関係を正確に該当の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、共に連携して指導していくことを伝えます。

教育委員会に報告し、必要に応じて学校心理士、社会福祉士などの専門家の指導助言を依頼します。

<解決に向けた具体的な指導>

いじめを受けた子どもについては、精神的苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くことにまず全力を尽くします。また、その子どものもっているよさや持ち味に気づかせ、自信がもてるよう指導・援助をしていきます。そして、継続的な見守りと温かな人間関係づくりに努めます。

いじめをしている児童には「(どんな理由があろうとも) いじめは絶対に許されない」という基本姿勢で臨みます。いじめがどれだけ人を傷つけ、苦しめているかに気づく支援を意図的・継続的に行うとともに、いじめをした児童の内面理解やいじめの背景にも目を向けながら、加害児童の心の安定のための継続的な観察と支援を行います。

他の児童（観衆・傍観者）にも自分の問題として考えさせる場を提供し、いじめ根絶に向け、集団への働きかけを継続的に行います。

初期対応後も、いじめにかかわった保護者に対して、誠意ある対応を継続します。また、必要に応じて個別面談や家庭訪問を行うなど解決するまで相談と連携を続けます。

第3 重大事態への対処

1 重大事態のケース【第28条-1 関係】

重大事態とは次の場合をいい、重大事態の判断は、校内いじめ対策小委員会にて行います。

- (1) いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・子どもが自殺を企図した場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金銭を奪い取られた場合 等
- (2) 欠席の原因がいじめと疑われ、子どもが相当の期間、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で子どもが一定期間連続して欠席しているとき。
- (3) 子どもや保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

2 重大事態についての調査【第28条-1 関係】

重大事態が発生した場合には、学校は市教委に報告し、市教委の判断のもと、速やかに市教委又は学校に組織を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行います。この際、因果関係の特定を急ぐべきではありません。なお、子どもの入院や死亡など、いじめられた子どもからの聴き取りが不可能な場合は、子どもの尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見に十分配慮しながら、速やかに調査を行います。

3 情報の提供【第28条-2 関係】

市教委又は学校は、いじめを受けた子ども及びその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供します。

4 報道への対応

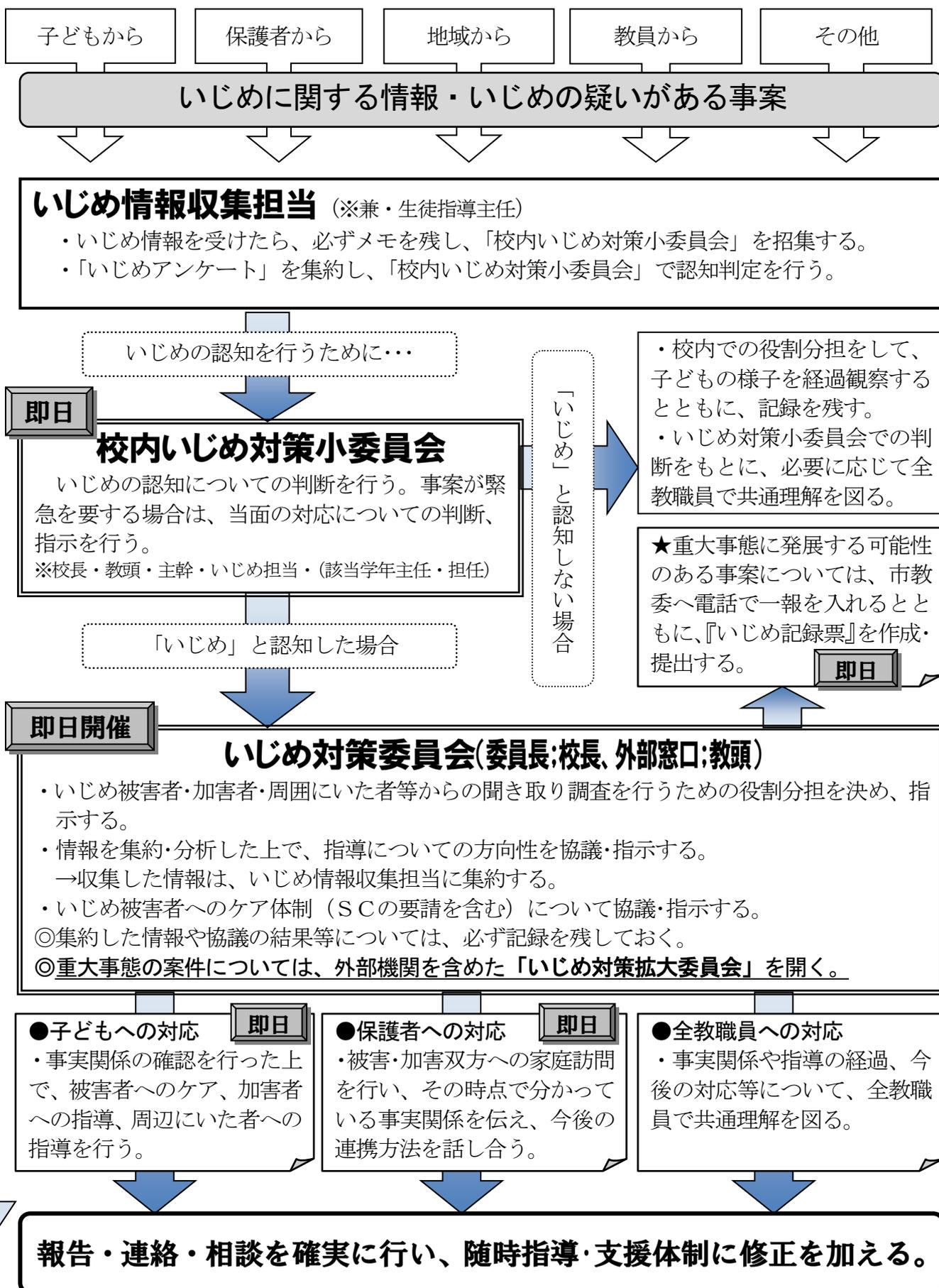
情報発信・報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要です。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう、市教委と学校は十分な連携を図った上で対応します。また、自殺については連鎖(後追い)の可能性があることなどを踏まえ、C R Tの助言を受けながら、慎重に対応します。

※WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を踏まえた報道に配慮するなど、報道の在り方に特段の注意（倫理観を持った取材等）を報道機関に要請します。

R5・いじめ防止プログラム年間計画

伊東市立南小学校

期・月		学年・学級での取り組み	主 な 行 事 ・ 活 動 等				
<1学期>			行 事 等	児 童 集 会 等	S C 等	道 徳	部 会 等
I 期	4月	・人間関係づくりプログラム ・いじめアンケート(記名) ・生活目標の設定	・始業式 ・入学式 ・授業参観 ・遠足	・任命式 ・対面式	・SC ・SSW	D よりよく生きる喜び A 善悪の判断	・校内研修会 「いじめ防止基本方針」に関して ・生徒指導部会
	5月	・人間関係づくりプログラム ・いじめアンケート(記名) ・生活目標の振り返り	・けやき集会 ・プール清掃		・教育相談日 ・SC ・SSW	D 生命の尊さ B 友情、信頼	・生徒指導部会
II 期	6月	・生活目標の設定 ・人間関係づくりプログラム ・いじめアンケート(記名)	・運動会 ・授業参観	・たてわり遊び	・SC SSW ・教育相談日	B 感謝 C 国際理解	・生徒指導部会
	7月	・生活目標の振り返り ・夏休みの生活 ・いじめアンケート(記名)	・交通教室 ・終業式	・たてわり遊び	・SC ・SSW ・教育相談日	D 自然愛護 A 節度、節制	・生徒指導部会
<2学期>							
III 期	8月 9月	・生活目標の設定 ・いじめアンケート(記名)	・始業式 ・防災訓練	・たてわり遊び	・SC ・SSW ・教育相談日	C よりよい学校生活 A 真理の探究	・校内研修会 「いじめ防止基本方針」に関して ・生徒指導部会
	10月	・いじめアンケート(記名) ・生活目標の振り返り ・人間関係づくりプログラム	・授業参観 ・自然教室	・任命式 ・たてわり遊び	・SC ・SSW ・教育相談日	B 相互理解 C 国際親善 C 伝統と文化の尊重、 国や郷土を愛する態度	・生徒指導部会
IV 期	11月	・生活目標の設定 ・いじめアンケート(記名)	・修学旅行	・たてわり遊び	・SC ・SSW ・教育相談日	D 生命の尊さ C 規則の尊重	・生徒指導部会 ・学校関係者評価委員会
	12月	・生活目標の振り返り ・冬休みの生活 ・いじめアンケート(記名)	・音楽発表会 ・交通教室 ・終業式	・たてわり遊び	・SC ・SSW ・教育相談日	A 善悪の判断 C 公正、公平	・生徒指導部会
<3学期>							
V 期	1月	・生活目標の設定 ・いじめアンケート(記名) (体罰・セクハラを含む)	・始業式 ・書き初め 大会	・たてわり遊び	・SC ・SSW ・教育相談日	B 礼儀 A 節度、節制	・生徒指導部会
	2月	・いじめアンケート(記名)	・授業参観	・6年生を送る会	・SC ・SSW ・教育相談日	B 相互理解、寛容 A 希望と勇気	・生徒指導部会 ・学校関係者評価委員会
	3月	・生活目標の振り返り ・春休みの生活 ・いじめアンケート(聞き取り)	・修了式 ・卒業式		・SC ・SSW ・教育相談日	B 親切、思いやり D よりよく生きる喜び	・生徒指導部会



初期対応を『素早く』『確実に』『誠意をもって』『組織を挙げて』行い！